



18消安第4046号

平成18年7月21日

横浜植物防疫所長 殿

消費・安全局長

「輸入穀類等検疫要綱」等の一部改正について

このことについて、コーンスターチの加工工程（精選過程）で生じるきょう雑物からグルテンフィードを製造する過程における加工処理（熱処理）についても十分な殺虫効果が得られることが確認された。

このことから、下記通知をそれぞれ別紙新旧対照表のとおり改正したので、お知らせする。

記

- 1 「輸入穀類等検疫要綱」（昭和46年2月6日付け45農政第2628号農政局長通知）（別紙1）
- 2 「検疫有害動物付着コーンスターチ用トウモロコシ加工消毒実施要領」（平成16年7月16日付け16消安第3042号消費・安全局長通知）（別紙2）
- 3 「検疫有害動物付着コーンスターチ用トウモロコシ加工消毒工場指定要領」（平成16年7月16日付け16消安第3042号消費・安全局長通知）（別紙3）



検疫有害動物付着コーンスタター用トウモロコシ加工消毒工場指定要領（平成16年7月16日付け消安第3042号消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表（案）

下線部は改正箇所

	改 正 後	現 行
<p>第1 [略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2 この要領で「コーンスタター加工消毒工場」とは、コーンスタター、グルテンフイード等を製造するための温湯浸漬処理等により、検疫有害動物が付着する輸入トウモロコシを消毒するための工場をいう。</p> <p>第3 [略]</p> <p>(指定の申請)</p> <p>第4 植物防疫官は、第3の指定を受けようとする者に対し、コーンスタター加工消毒工場指定申請書（第1号様式）を当該工場の所在地を管轄する植物防疫所長（植物防疫事務所長、支所長及び出張所長を含む。第15を除き以下同じ。）に提出させるものとする。</p> <p>第5～第8 [略]</p>	<p>第1 [略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2 この要領で「コーンスタター加工消毒工場」とは、コーンスタター、グルテンフイード等を製造するための温湯浸漬処理等により、検疫有害動物が付着する輸入トウモロコシを消毒するための工場をいう。</p> <p>第3 [略]</p> <p>(指定の申請)</p> <p>第4 植物防疫官は、第3の指定を受けようとする者に対し、コーンスタター加工消毒工場指定申請書（第1号様式）を当該工場の所在地を管轄する植物防疫所長（植物防疫事務所長、支所長及び出張所長を含む。以下同じ。）に提出させるものとする。</p> <p>第5～第8 [略]</p>	<p>第1 [略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2 この要領で「コーンスタター加工消毒工場」とは、コーンスタター、グルテンフイード等を製造するための温湯浸漬処理により、検疫有害動物が付着する輸入トウモロコシを消毒するための工場をいう。</p> <p>第3 [略]</p> <p>(指定の申請)</p> <p>第4 植物防疫官は、第3の指定を受けようとする者に対し、コーンスタター加工消毒工場指定申請書（第1号様式）を当該工場の所在地を管轄する植物防疫所長（植物防疫事務所長、支所長及び出張所長を含む。以下同じ。）に提出させるものとする。</p> <p>第5～第8 [略]</p>

改正後	現行
<p>(指定工場の表示及び加工消毒実施記録表の備え付け)</p> <p>第9 植物防疫所長は第7の指定を行ったときは、指定申請者に対し、当該工場に「植物防疫所指定コーンスタターチ加工消毒工場」の表示を掲げさせるとともに、加工消毒実施記録表(第3号様式) <u>さよろ雑物をグルテンフリーの製造(乾燥)工程において処理する場合には第4号様式を含む。以下同じ。</u>を備え付けさせ、加工消毒のつど加工消毒実施記録表にその実績を記録させるとする。</p> <p>第10～第14 [略]</p> <p>(加工消毒工場の公表)</p> <p>第15 植物防疫所長及び植物防疫事務所長は、毎年4月1日現在における管内のコーンスタターチ加工消毒工場をインターネットを利用して公表するものとする。</p>	<p>(指定工場の表示及び加工消毒実施記録表の備え付け)</p> <p>第9 植物防疫所長は第7の指定を行ったときは、指定申請者に対し、当該工場に「植物防疫所指定コーンスタターチ加工消毒工場」の表示を掲げさせるとともに、加工消毒実施記録表(第3号様式)を備え付けさせ、加工消毒のつど加工消毒実施記録表にその実績を記録させるとする。</p> <p>第10～第14 [略]</p> <p>(加工消毒工場の通知及び公示)</p> <p>第15 植物防疫所長は、毎年4月1日現在における管内のコーンスタターチ加工消毒工場をインターネットを利用して公表するものとする。</p>

改正後

別表1 (第3関係)

加工消毒工場の指定基準

施設等位置	工場	コーンスタターチ加工消毒工場
工場までの運搬経路		[略]
運搬用具		[略]
浸漬槽の構造・装置		[略]
乾燥釜の構造・装置 (きょう雑物をグル ンファイードの製造 (乾燥)工程におい て処理する場合)		1 乾燥(加熱)開始から処理終了までの間完全密閉でき る構造であること。 2 きょう雑物の温度を90度以上になるまで加熱できるこ と。 3 加熱装置を有し、乾燥釜毎に乾燥釜の出口に温度記録 (測定)装置を有すること。
きょう雑物等の保管 施設		[略]
消毒責任者		[略]
隔離保管施設		[略]

現行

別表1 (第3関係)

加工消毒工場の指定基準

施設等位置	工場	コーンスタターチ加工消毒工場
工場までの運搬経路		[略]
運搬用具		[略]
浸漬槽の構造・装置		[略]
[新設]		[新設]
きょう雑物等の保管 施設		[略]
消毒責任者		[略]
隔離保管施設		[略]

改正後

現行

第1号様式(第4関係)

第1号様式(第4関係)

コーンスタターチ加工消毒工場指定申請書

コーンスタターチ加工消毒工場指定申請書

年 月 日

年 月 日

〔支所〕 長 殿  
〔出張所〕

〔支所〕 長 殿  
〔出張所〕

植物防疫(事務)所

植物防疫(事務)所

住所 氏 氏  
代表者 氏 氏  
電話番号 名 名  
ⓐ

住所 氏 氏  
代表者 氏 氏  
電話番号 名 名  
ⓐ

下記工場をコーンスタターチ加工消毒工場として指定されたく、関係書類(工場所在地見取図、運搬経路見取図、加工消毒施設配置図、きょう雑物の保管施設見取図)を付して申請します。

下記工場をコーンスタターチ加工消毒工場として指定されたく、関係書類(工場所在地見取図、運搬経路見取図、加工消毒施設配置図、きょう雑物の保管施設見取図)を付して申請します。

記

記

所 在 地	(電話 番)	
加工消毒責任者		
運搬経路		
処理槽	計量装置の 名称と能力	温度記録装置の 名称と能力
乾燥釜	加熱装置の 名称と能力	温度記録装置 の名称と能力
乾燥釜	計量装置の 名称と能力	温度記録装置 の名称と能力
隔離保管の施設		
きょう雑物等の保管施設		
備考		

所 在 地	(電話 番)	
加工消毒責任者		
運搬経路		
処理槽	計量装置の 名称と能力	温度記録装置の 名称と能力
〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕
隔離保管の施設		
きょう雑物等の保管施設		
備考		

(注) 1 (略)

(注) 1 (略)  
〔新設〕

2 乾燥釜欄については、きょう雑物をグルテンフィードの製造(乾燥)工程において処理する場合に記載すること。

2 (略)

3 (略)

3 (略)

4 (略)

3 (略)



